



# 出産したら



## 出産後に必要な 手続きの流れ

### ① 出生届の提出

出生日から14日以内に提出

### ② 健康保険の加入・ 出産育児一時金の申請

国民健康保険の加入は出生日を含む14日以内に手続き

### ③ 児童手当の申請

出生日から15日以内  
(15日目が休日の場合明けの最初の開庁日まで)

### ④ 子ども医療費助成金 P.34

お子さんの健康保険証が出来てからの申請となります。

※お子さんが国民健康保険に加入する場合は出生届と一緒に手続き可能です。

出産したら

## ① 出生届の提出 📄 必須

問・市民課

☎ 31-1114

FAX 31-1170

・各総合支所住民サービス課、  
各出張所 P.64

いつまで 出生日から数えて14日以内

どこで 出生地、父母の本籍地、または里帰り先の市町村

出生届の用紙は病院、または市役所にあります。必ず医師の証明を受けて提出してください。また、一緒に出産連絡票(妊婦健診受診票つづり内)も提出してください。

#### ✓ 必要なもの

- 印鑑(任意)     出生届
- 母子健康手帳
- 国民健康保険証(加入者のみ)






## 鹿屋市オリジナル出生届

鹿屋市では、オリジナル出生届を作成しています。届書は2枚複写式で、1枚目は市区町村への提出用、2枚目は手元に残せる記念用となっています。希望する方に無料で配付しますので、ぜひご利用ください。



## ② 健康保険の加入

問・健康保険課  31-1162  
 43-8363  
・各総合支所住民サービス課 

いつまで 出生日を含めて14日以内




どこで 社会保険等の方は勤務先、国民健康保険の方は市役所、各総合支所

### ✓ 必要なもの

※国民健康保険の場合

- 母子健康手帳  通帳
- 保護者の本人確認ができるもの
- 世帯主のマイナンバーカード
- 領収書、明細書
- 医療機関との合意書類

## ② 出産育児一時金の申請

問・健康保険課  31-1162  
 43-8363  
・各総合支所住民サービス課 




加入している健康保険から1児につき48万8千円または50万円が支給されます。詳しくは加入している健康保険、または担当課にお問い合わせください。

※産科医療補償制度に加入している病院や施設で出産した場合は50万円となります。

### POINT

病院によっては支払いの負担を減らすため、出産育児一時金を超える費用のみを支払う「**直接支払制度**」が利用できます。詳しくはかかりつけの病院にお問い合わせください。

## ③ 児童手当の申請

問・子育て支援課  31-1134  
 44-2494  
・各総合支所住民サービス課 

いつまで 出生日から15日以内

どこで 市役所、各総合支所

申請書事前作成  
システム対応可能





子どもを養育している方に支給される手当制度です。(所得制限あり)

認定請求書を子育て支援課または各総合支所住民サービス課へ提出してください。

### ● 支給額

児童の年齢	1人当たりの月額
3歳未満	15,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	10,000円(一律)

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合：特例給付として一律5,000円(1人あたりの月額)を支給します。

※所得上限限度額を超える世帯は、支給されません。

※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳以上の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち3番目以降をいいます。



出産したら



## 妊産婦・新生児訪問、産後ケア(訪問・宿泊)事業

問・健康増進課 ☎ 41-2110  
(保健相談センター)

出産後、地域の助産師、または保健師が家庭を訪問して、育児、産後の相談に応じます。

また、助産院で助産師によるケアを受けることができる宿泊ケア(有料)があります。

産後に心配なことがあったらお気軽にご相談ください。

## ④ 子ども医療費助成金

問・本庁 子育て支援課 ☎ 31-1134  
・各支所 住民サービス課 P.64

子どもの医療に要した費用のうち、保険診療に係る自己負担額を助成します。事前に受給者の登録が必要です。

### ✓ 申請に必要なもの

- 子の保険証
- 保護者の通帳(健康保険証の被保険者名義のもの)
- 父・母のマイナンバーカード

— 広 告 —



### 放課後等デイサービス

# コネクト



tsunagari Co.,Ltd. 事業所番号 4650004304

その子らしい成長・発達に  
「丁寧な寄り添い」を  
子ども同士の「つながり」  
地域の「つながり」  
社会との「つながり」

活動の目的  
《自らチャレンジする》  
《自分で気づく》  
《人に伝える》

鹿児島県鹿屋市上谷町 11215-1 TEL/FAX 0994-36-8686

### 助成対象

0歳～高校修了まで  
(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで全額助成)

### 手続きの流れ

- ①病院や調剤薬局の窓口にある「乳幼児医療費自己負担額支払明細個票」を記入し、受給資格者証(オレンジ色)の提示に併せてその医療機関窓口へ提出してください。
- ②医療機関に提出された個票は、医療機関で金額等の証明が記入された後、県国保連合会へ送られ、審査・集計が行われます。
- ③かかった月の翌々月の月初めに、県国保連合会からのデータを受取り、市で支給額を決定後その月末に登録した預金口座に医療費助成金が支給されます。

※住民税非課税世帯の子どもについては、窓口負担はありません。

## 児童扶養手当

問・本庁 子育て支援課 ☎ 31-1134  
・各支所 住民サービス課 P.64

父又は母がいない、父又は母が重度の障がい者である児童の父又は母、親に代わって養育している人に支給されます。

### 支給期間

該当する児童が18歳になった日以降の最初の3月31日(障がいのある児童については20歳未満)まで

### 支給額

児童1人 月額 44,140円～10,410円  
児童2人目加算 月額 10,420円～ 5,210円  
以下対象児童1人増すごとに 6,250円～ 3,130円

※支給額は前年の所得に応じて変わります。  
※支給額は不定期に基準額に見直しがあり、変動します。



## 母子父子寡婦福祉資金貸付金

問・子育て支援課 ☎ 31-1134

母子家庭や父子家庭、寡婦の経済的自立と、その子どもの福祉の増進を図るための無利子の貸付制度です。

申請に必要な書類の準備や申請の可否決定までに時間を要します。

また、その他要件等もありますので、まずはお問い合わせください。

## ひとり親家庭医療費助成金

問・本庁 子育て支援課 ☎ 31-1134  
・各支所 住民サービス課 P.64

ひとり親家庭の母(父)及び子どもが医療機関で負担した医療費のうち、保険診療に係る自己負担分を全額助成します。事前に受給者登録が必要です。所得制限があります。

子ども…18歳に達する日以後の最初の3月31日まで

## 未熟児の養育医療給付制度

問・健康増進課 ☎ 41-2110  
(保健相談センター)

未熟児(出生時体重が2,000g以下または生活力が特に薄弱)で、指定医療機関での入院治療が必要と認められた乳児に対し、必要な医療の給付を行います。

### ✓ 申請に必要なもの

- 養育医療意見書(指定医療機関で発行されます。)
- 世帯の所得を確認する書類(所得課税証明書など)…転入者の場合
- 子の健康保険証(申請中の場合は加入予定の保護者の健康保険証)
- 母子健康手帳

## 重度心身障害者医療費助成金

問・福祉政策課 ☎ 45-4726

重度の障がいのある児童が医療機関で負担した医療費のうち、保険診療に係る自己負担分を全額助成します。事前に受給者登録が必要です。

## 自立支援医療(育成医療)

問・福祉政策課 ☎ 45-4726

障がいが残るおそれのある病気を持つ児童や、障がいのある児童に対して、医療費の給付を行います。所得に応じて費用の一部負担があります。

## 小児慢性特定疾病医療

問・鹿屋保健所(健康増進係) ☎ 52-2105

児童の健全な育成を阻害すると認められる疾病に罹患し、治療が長期にわたり医療費も高額になる場合に、医療費の一部を公費で助成します。

出産したら

## 特別児童扶養手当

問・子育て支援課 ☎ 31-1134

20歳未満で心身に障がいのある児童の扶養のために、その父、母又は養育者に対して支給される手当です。所得制限があります。

### 支給額

1級 1人につき 月額53,700円

2級 1人につき 月額35,760円

## 障害児福祉手当

問・福祉政策課 ☎ 45-4726

20歳未満の在宅の最重度障がい児に対し、特別な負担の軽減を図る一助として支給される手当です。所得制限があります。

手当月額 15,220円

## 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

問・福祉政策課 ☎ 45-4726

障がいのある児童が各種の福祉サービスを受けることができるように交付される手帳です。

## 軽度・中等度難聴児への補聴器助成事業

問・福祉政策課 ☎ 45-4726

身体障害者手帳の交付の対象とならない両耳の聴力レベルが30db以上の難聴児に対し、補聴器購入費用の一部を助成します。

## 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

問・福祉政策課 ☎ 45-4726

小児慢性特定疾病医療受給者証を所持し、在宅療養している児童に対して、日常生活をより円滑に送ることができるよう、車椅子等の日常生活用具を給付します。

## 心身障害者扶養共済制度

問・福祉政策課 ☎ 45-4726

障がい児(者)を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一(死亡・重度身体障がい)のことがあったとき、障がい児(者)に終身一定額の年金を支給する制度です。



# 乳幼児健康診査

定期健診は、月齢や年齢に応じて赤ちゃんの健康状態や成長の様子を確認したり、子育ての悩みを相談できる場です。健診の機会を上手に活用してください。



健診名	対象月齢	実施場所(方法)	健診内容	通知の有無
3か月児健診	3～4か月児	市内指定医療機関 (個別健診)	計測・問診・内科診察・相談	*個人通知をします (封書)
7か月児健診	7～8か月児	鹿屋市保健相談センター (集団健診)	計測・問診・内科診察・相談	
9～11か月児健診	9～11か月児	県内指定医療機関 (個別健診)	計測・問診・内科診察・相談	*個人通知はしません (受診券は母子健康手帳発行時にお渡しした健康診査受診票綴の中にあります)
1歳6か月児健診	1歳6か月～1歳7か月児	鹿屋市保健相談センター (集団健診)	計測・問診・歯科指導・内科健診・歯科健診・フッ化物塗布	*個人通知をします (封書)
2歳児歯科健診	2歳6か月～2歳7か月児		問診・歯科指導・歯科健診・フッ化物塗布	
3歳児健診	3歳6か月～3歳7か月		計測・問診・歯科指導・内科健診・屈折検査(目)・歯科健診・フッ化物塗布	
就学時健診	年長	市体育館等	内科・眼科・耳鼻科・歯科健診 聴力・視力検査・相談等	

出産したら

## 広告

認可小規模保育園 **なないろ保育園** \園児募集!

なないろ保育園の主人公は子どもたちです。

定員: 12名 0～2歳  
開園時間: 7:00～18:00 (延長保育あり 18:30)

3歳児からの連携施設あります





株式会社ミライエ 東串良町岩弘 2638-3 TEL0994-63-1300 FAX0994-63-1313

# 予防接種

問・健康増進課(保健相談センター) ☎ 41-2110

子どもの健康を守るために予防接種を受けて病気にならないように  
 しましょう。生後2か月になる前に予診票を郵送します。

予診票が届いたら医療機関へ予約をしましょう。



出産したら

ワクチンの種類		接種回数	接種予定日				0か月	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月
ロタウイルス	1価ワクチン (ロタリックス)	2回	/	/					①	②			
	5価ワクチン (ロタテック)	3回	/	/	/				①	②	③		
B型肝炎		3回	/	/	/				①	②			
ヒブ		4回	/	/	/	/			①	②	③		
小児用肺炎球菌		4回	/	/	/	/			①	②	③		
四種混合 (ジフテリア・破傷風・百日せき・不活化ポリオ)		4回	/	/	/	/			①	②	③		
二種混合 (ジフテリア・破傷風)		1回	/										
BCG		1回	/										①
麻しん風しん混合 (MR)		2回	/	/									
水痘		2回	/	/									
日本脳炎		4回	/	/	/	/							
子宮頸がん予防 (女児のみ)		3回	/	/	/								

H13.4.2生～H19.4.1生で20歳未満の方は、不足分の予防接種が可能です。詳細は、

H9.4.2生～H19.4.1生の女子(積極的勧奨無料で予防接種が可能です。詳細は、健康

※ヒブと小児用肺炎球菌の予防接種は、接種を開始する年齢(月齢)によって、接種回数が異なります。

## 広告

高気密・高断熱・高性能な  
 マルタ建設が作る住宅。  
 快適なのは当たり前。  
 快適プラス、  
 「家族の健康」  
 「環境の健康」にも  
 フォーカスした  
 上質な価値をご提供します。

上質な価値の提供  
 有限会社マルタ建設  
 〒893-0067  
 鹿児島県鹿屋市大浦町 14062-4  
 TEL:0994-43-9338



